

北秋田市災害時要配慮者支援プラン
(全体計画)

令和4年3月

北秋田市

【 目 次 】

第1章 基本的な考え方

- 1 はじめに 1
- 2 基本方針 1

第2章 平常時における災害時避難行動要支援者支援対策

- 1 避難行動要支援者名簿の作成 2
 - (1) 避難行動要支援者名簿作成の目的 2
 - (2) 避難行動要支援者名簿の対象者 2
 - (3) 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法 2
 - (4) 避難支援等関係者となる者 3
 - (5) 避難支援等関係者の安全確保 3
 - (6) 避難行動要支援者名簿を外部に提供することに対する意思確認 3
 - (7) 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市が求める措置及び講ずる措置 3
 - (8) 名簿の更新に関する事項 3
- 2 個別避難計画の作成 4
 - (1) 個別避難計画作成の目的 4
 - (2) 個別避難計画作成の優先度 4
 - (3) 個別避難計画の作成期間 4
 - (4) 個別避難計画の作成方法 4
 - (5) 個別避難計画作成に必要な個人情報及びその入手方法 4
 - (6) 避難支援等関係者となる者 5
 - (7) 避難支援等関係者の安全確保 5
 - (8) 個別避難計画の提供に際し情報漏えいを防止するために市が求める措置及び講ずる措置 5
 - (9) 個別避難計画の更新に関する事項 5
- 3 情報伝達体制の整備 6
 - (1) 避難情報の発令 6
 - (2) 情報伝達手段 7
 - (3) 防災マップの活用 7
- 4 避難誘導の手段・経路 7
- 5 避難所の確保 7
 - (1) 避難所の整備 7
 - (2) 避難所における備蓄 7

(3) 福祉避難所の指定	7
6 関係機関との連携	8
7 避難行動要支援者参加型避難訓練の実施	8

第3章 災害発生時の対応

1 避難行動要支援者の避難情報伝達・安否確認・避難誘導	9
(1) 支援者による支援	9
(2) 市による支援	9
2 避難所における支援	9
(1) 避難行動要支援者用窓口の設置	9
(2) 避難所における情報の伝達	9
(3) 避難行動要支援者に対応した環境の整備	10
(4) 支援物資の供給	10
(5) 避難行動要支援者の支援	10
3 福祉避難所の設置・運営	11
4 避難所における医療・保健・福祉サービスの提供	11
5 医療機関等への搬送	11
6 ボランティアとの連携	11
(1) ボランティアの受入窓口の開設	11
(2) ボランティアニーズの把握	12
7 応急仮設住宅への入居	12

第1章 基本的な考え方

1 はじめに

近年、全国的に多発する自然災害において、犠牲者の多くが高齢者や障がい者等であることから、災害時に自力で避難することが困難な避難行動要支援者に対する避難支援対策の重要性が認識されるようになった。

本市においても、平成19年9月17日に発生した水害（台風11号及び前線による大雨）では、人的被害7人（死亡1、行方不明1、重傷1、軽傷4）、住宅被害393棟（全壊6、半壊184、一部損壊1、床上浸水37、床下浸水141）、罹災世帯393世帯、罹災者数1,098名など大きな被害を受けた。

こうしたことから、日頃から災害に備えて災害情報の伝達体制を整備し、避難行動要支援者が円滑かつ迅速に避難するための避難支援体制を確立するとともに、避難行動要支援者本人、家族、地域住民が災害時にどのような行動をとればよいのか明確にすることで、災害に対する知識や心構えなどを身につけ、危機管理意識の啓発及び向上を図ることが重要である。

このプランは、避難行動要支援者への支援を適切かつ円滑に実施するため、『北秋田市地域防災計画（平成27年2月）』の「要配慮者支援計画」及び「要配慮者等対策計画」を具体化したものであり、国の『避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（令和3年5月改定）』を参考に、本市における避難行動要支援者の避難支援対策について定めたものである。

2 基本方針

災害発生時において最も重要になるのは、自らの安全は自らで守る「自助」であり、一人ひとりが自分自身や家族の安全を守るという意識を持つことが必要である。また、自治会や自主防災組織、近隣住民等による声かけや安否確認、避難誘導など地域における支援活動（「共助」）を行うことも、災害時の被害を最小限にするために重要なことである。特に、避難行動要支援者においては、その身体的特性から「自助」を行うことが困難な場合が多く、地域における「共助」がより重要なものになってくる。

このようなことから、平常時より避難行動要支援者支援対策を推進して「自助」・「共助」・「公助」それぞれの役割を明確にし、防災関係機関や自治会、自主防災組織等の連携を図り、避難行動要支援者への支援を適切かつ円滑に実施できる体制を整備することを本プランの目的とする。

第2章 平常時における避難行動要支援者支援対策

1 避難行動要支援者名簿の作成

(1) 避難行動要支援者名簿作成の目的

避難行動要支援者について、避難の支援、安否確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するため、避難行動要支援者名簿を作成する。

(2) 避難行動要支援者名簿の対象者

高齢者や障がい者等の要配慮者のうち、災害時に自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要するもの。ただし、福祉施設等の入所者は除く。

具体的な対象者としては、下記のとおり考えられる。

1. 75歳以上の一人暮らしの高齢者
2. 75歳以上の高齢者世帯の者
3. 要介護認定結果が要介護3以上の者
4. 身体障害者手帳1・2級所持の者
5. 療育手帳A・B判定の者
6. 精神障害者保健福祉手帳1・2級所持の者

なお、避難行動要支援者の中には、災害時に自力での避難行動が可能であり、他の支援を必要としない者も含まれるため、真に「自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要するもの」を対象として、精査する必要がある。

(3) 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

避難行動要支援者名簿を作成するに当たり必要な個人情報は、市関係部局で把握している要介護認定情報、障害者手帳情報等を集約する。

名簿作成にあたり収集する個人情報は、下記のとおりとする。

1. 氏名
2. 性別
3. 生年月日
4. 住所
5. 各種障害者手帳の交付状況及び程度
6. 要介護認定情報

この他、必要に応じて本人の申し出により個人情報を収集する。

(4) 避難支援等関係者となる者

避難行動要支援者の避難支援にはマンパワー等の支援する力が不可欠であり、以下の者が避難支援等関係者となり得る。

- ・ 消防機関
- ・ 都道府県警察
- ・ 民生委員・児童委員
- ・ 社会福祉協議会

この他、地域に根ざした団体等が想定される。

(5) 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提であり、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行う。

(6) 避難行動要支援者名簿を外部に提供することに対する意思確認

避難行動要支援者に対して、制度の趣旨及び消防署や民生委員等の避難支援等関係者へ名簿情報を提供することについて、書類等により理解を得るとともに意思確認を行う。

(7) 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市が求める措置及び講ずる措置

避難行動要支援者名簿の外部提供については、情報漏えいを防止するため、下記のとおり措置する。

1. 避難行動要支援者名簿の提供に際し、担当する地区の避難行動要支援者に限り提供する。
2. 避難行動要支援者名簿の提供先が団体である場合、役員等、団体内部で取扱者を限定するよう説明する。
3. 災害対策基本法に基づき守秘義務が科せられていることを説明する。
4. 可能な限り施錠可能な場所への保管を行うよう説明する。
5. 受け取った避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう説明する。
6. 必要に応じて名簿情報の取扱状況の報告を求める。
7. 必要に応じて避難行動要支援者名簿の提供先に対し、個人情報の取扱いに関する研修を開催する。

(8) 名簿の更新に関する事項

避難行動要支援者の心身の状況や生活実態は時間経過とともに常に変化するものであることから、時期を定めて年1回以上更新するものとする。また、対象者の異動や状況の変化等を把握した場合は、その都度追加・修正を行うこととし、常に情報を適正に保つよう努める。

2 個別避難計画の作成

(1) 個別避難計画作成の目的

近年の災害においても、多くの高齢者、障がい者等が被害に逢い、避難が適切に行われなかった事例もあるため、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするために作成する。

(2) 個別避難計画作成の優先度

個別避難計画の作成に係る優先度は下記を参考に判断する。

1. 地域におけるハザードの状況（洪水・津波・土砂災害等の危険度の想定）
※ハザードマップ上、危険な場所に居住する者
2. 避難行動要支援者本人の心身の状況、情報取得や判断への支援が必要な程度
※医療機器（人工呼吸器等）用の電源喪失等が命にかかわる者
3. 独居等の居住実態、社会的孤立の状況
※家族が高齢者や障がい者等の場合や、世帯に複数の避難行動要支援者がいる、避難をともにする家族の避難支援力が弱い場合、同居家族の一時的な不在や昼間独居等により避難行動要支援者本人が独り残される場合等

(3) 個別避難計画の作成期間

前項において、作成の優先度が高いと判断された者について、令和8年3月末を目途に作成する。

(4) 個別避難計画の作成方法

優先度の高い者について、市において計画作成を進めるのと並行し、本人の状況によっては、家族や地域の支援者において計画づくりを進める。

(5) 個別避難計画作成に必要な個人情報及びその入手方法

避難行動要支援者名簿で収集した個人情報その他、避難行動要支援者本人からの聞き取りにより下記の情報を収集する。

1. 避難支援等実施者の氏名、住所及び電話番号
2. 避難施設その他の避難場所及び避難経路
3. その他避難支援等の実施に必要な情報

(6) 避難支援等関係者となる者

避難行動要支援者の避難支援にはマンパワー等の支援する力が不可欠であり、以下の者が避難支援等関係者となり得る。

- ・ 消防機関
- ・ 都道府県警察
- ・ 民生委員・児童委員
- ・ 社会福祉協議会
- ・ 避難行動要支援者の近隣に居住する者

この他、地域に根ざした団体等が想定される。

(7) 避難支援等関係者の安全確保

個別避難計画については、計画に基づく避難支援等が必ず実施されることを保証するものではなく、その結果について法的な責任や義務を負わせるものではない。あくまで避難の円滑化や避難行動への支援の可能性を高める性格のものである。

そのため、避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提であり、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行う。

(8) 個別避難計画の提供に際し情報漏えいを防止するために市が求める措置及び講ずる措置

個別避難計画の外部提供については、避難行動要支援者及び避難支援等実施者の個人情報第三者である避難支援等関係者に対して提供することとなるため、当該計画情報を保護する観点から、避難支援等の実施に必要な限度で提供する。

ただし、提供については、避難行動要支援者及び避難支援等実施者の同意が得られない場合は提供しない。

(9) 個別避難計画の更新に関する事項

個別避難計画については、本人、家族又は避難支援等実施者から変更の申し出があった場合に随時修正を行う。

3 情報伝達体制の整備

(1) 避難情報の発令

市は、災害発生時又は災害の発生が予想される際、避難行動要支援者は避難行動に時間を要することを考慮し、避難指示に先立ち、高齢者等避難を発令する。避難情報の発表基準については、気象情報や巡視等により収集した現地情報、避難行動の難易度等を総合的に判断して発表・発令する。

また、避難情報が発表

された場合は、市や防災関係機関、自治会、民生委員、支援者等が連携し、個別計画に基づく避難誘導を行う。

避難情報等の種類

「北秋田市避難判断・伝達マニュアル（令和3年6月）」より抜粋

避難情報等	居住者等がとるべき行動等
【警戒レベル5】 緊急安全確保 (市長が発令)	発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない）
	居住者等がとるべき行動：命の危険 直ちに安全確保！ ・指定緊急避難所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。
【警戒レベル4】 避難指示 (市長が発令)	発令される状況：災害のおそれが高い
	居住者がとるべき行動：危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
【警戒レベル3】 高齢者等避難 (市長が発令)	発令される状況：災害のおそれあり
	居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等（※）は危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 （※）避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者的高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
【警戒レベル2】 大雨・洪水・高潮 注意報 (気象庁が発表)	発表される状況：気象状況悪化
	居住者等がとるべき行動：自らの避難行動を確認 ・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認。
【警戒レベル1】 早期注意情報 (気象庁が発表)	発表される状況：今後気象状況悪化のおそれ
	居住者等がとるべき行動：災害への心構えを高める ・防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。

(2) 情報伝達手段

市は、避難行動要支援者が円滑かつ迅速に避難できるよう、避難行動要支援者の特性に配慮した情報伝達手段の確立に努める。

防災ラジオや市ホームページ、広報車、警鐘・サイレンによる伝達のほか、聴覚障がい者に対しては文字表示機能付き防災ラジオやEメール、FAX、視覚障がい者に対しては電話等により避難情報を配信する。また、民生委員、自治会、支援者等には電話やメール等により直接伝達する。

(3) 防災マップの活用

市で作成した「北秋田市防災マップ」を活用し、福祉関連施設の位置や避難場所、避難経路等を平常時から確認するとともに、防災に対する意識の向上に努める。

4 避難誘導の手段・経路

災害発生時や避難情報が発令された場合、避難支援等関係者は個別避難計画に基づく避難誘導を行う。そのため、平常時から市や防災関係機関、自治会、民生委員、避難支援者等の役割分担を明確にしながら連携して対応する。また、冬期間の災害発生時には、積雪等により避難行動に支障を来す恐れがあることから、事前に冬期間の避難経路を確認しておく必要がある。

なお、避難行動要支援者自身も、平常時から支援者とともに自宅から避難所までの避難経路を確認するよう努めることとする。

5 避難所の確保

(1) 避難所の整備

避難所においては、その構造や設備の面から避難行動要支援者の避難所生活に支障を来す可能性があることから、バリアフリー化やプライベート保護のための仕切りを設置するなど避難行動要支援者に配慮した施設整備に努めるようにする。また、環境整備が整っている部屋等がある場合は、避難行動要支援者へ優先的に提供するものとする。

(2) 避難所における備蓄

指定された避難所において、生活用品や介護用品、食糧等の不備などの問題が生じる可能性があることから、平常時からあらかじめ備蓄しておくほか、避難行動要支援者に必要な支援物資を優先的に支給するよう、関係機関と協定を締結するなどの対策を講じるよう努める。

(3) 福祉避難所の指定

一般の避難所では、必ずしも避難行動要支援者に配慮した構造になっていないほか、常時介護が必要な避難行動要支援者にとっては、一般の避難所での生活は困難を

強いられることが考えられる。そのため、特別な配慮が必要な避難行動要支援者が安心して生活できる体制を整備した施設を福祉避難所として指定する。

具体的には、耐震、耐火構造を備え、バリアフリー化された次のような施設が考えられる。

①老人福祉センター、特別養護老人ホーム、デイサービス施設、短期入所施設等の福祉関係施設

②宿泊施設（公的宿泊施設や旅館、その他宿泊機能のある施設）など

福祉避難所を指定する際は、当該施設と協定を締結し、受入可能人数や受入条件等を明確にする。また、避難行動要支援者名簿や個別避難計画等を活用し、福祉避難所への避難が必要な要支援者の概数を把握し、必要となる福祉避難所の確保に努める。

6 関係機関との連携

避難所において、避難した避難行動要支援者が病状等の急変などにより、常時介護や治療が必要となった場合には、緊急入所や一時入所、入院等を検討する必要があることから、平常時から地域の医療機関や社会福祉施設、介護老人保健施設等と連携し、協力体制の整備に努める。

7 避難行動要支援者参加型避難訓練の実施

災害発生時において、避難行動要支援者の安否確認や避難誘導などの支援行動を迅速かつ的確に行うため、平常時から避難行動要支援者参加型の避難訓練を実施し、支援体制の充実に努める。

避難訓練には、防災関係機関や地域住民、避難行動要支援者、支援者等が参加し、避難情報等の伝達確認や支援内容の確認・検証、避難経路や障害物の確認等を行い、防災意識の向上や避難行動要支援者への配慮や支援を行う地域づくりの推進を図る。

第3章 災害発生時の対応

1 避難行動要支援者への避難情報伝達・安否確認・避難誘導

(1) 避難支援等関係者による支援

災害発生時は、行政機関等による支援体制が整うまでの間は自治会、民生委員等による支援体制を活かして、避難行動要支援者が迅速に避難できるよう避難情報等の伝達や安否確認、避難誘導を行う。

情報伝達については、市や防災関係機関が発表する情報を入手又は伝達を受けたときは、自らの担当する避難行動要支援者に情報を伝達する。その際、電話回線の混雑や停電等による通信手段の途絶などにより、情報通信機器を使用した情報伝達が機能しなくなる可能性があることから、人的手段を併用して行う。

また、避難情報を伝達するとともに、避難行動要支援者の安否確認を行い、避難が必要になった場合は、個別避難計画に基づいて避難誘導支援を開始する。なお、避難誘導を行う際は、避難行動要支援者の特徴に配慮して行う必要がある。

(2) 市による支援

市は、災害発生時又は災害の発生が予想される際、避難情報を発令する。避難情報等を発表したとき及び避難所を開設したときは、様々な情報伝達手段を活用して自治会、民生委員等に情報を知らせる。

また、迅速に避難行動要支援者の安否を確認する必要があるため、避難所に避難してきた避難行動要支援者を把握するとともに、既に避難してきた住民から情報収集を行うなどして避難行動要支援者の安否確認に努める。難病患者や内部障がい者など医療行為を受けられなくなると生命に関わる避難行動要支援者については、消防等と連携し、早急に受入病院の確認や医療機器・移送手段の確保等必要な調整を行う。

2 避難所における支援

(1) 避難行動要支援者用窓口の設置

市は、災害発生後、直ちに保健・健康相談窓口を開設し、総合的な相談に対応するとともに、自治会や福祉関係者、民生委員等の協力を得て、避難行動要支援者のニーズを的確に把握し、相談対応や確実な情報伝達、支援物資の供給等を行う。なお、避難所における支援を行う際は、避難行動要支援者の特徴に配慮して行う必要がある。

(2) 避難所における情報の伝達

災害発生直後は、情報が不足しがちとなり、必要以上に不安を抱くことになるため、ラジオやテレビを設置するなど報道機関からの情報が得られるように配慮する。

情報伝達については、避難行動要支援者の多様な特性に配慮する必要があることから、ビラや広報紙の配布、紙の掲示等の文字による伝達、拡声器の使用等の音声による伝達、ボランティアによる伝達など多面的な情報伝達手段を用いる必要がある。なお、掲示物については、可能な限り、図やイラストを用いてわかりやすい表示に努める。

(3) 避難行動要支援者に対応した環境の整備

避難行動要支援者は日常的に介護・支援等が必要な場合が多く、避難所においても介護等の必要があることから、避難所生活が長期化する場合には、避難行動要支援者に対して日常的な介護・支援ができるように、また、避難行動要支援者自身が生活しやすいように、バリアフリーへの対応等、以下のとおり避難所の環境整備に努める。

- ①段差解消のためにベニヤ板などを利用し施設のバリアフリー化を図る。
- ②障がい者用仮設トイレ及び成人向けのおむつ交換場所を設置するとともに、避難スペースをトイレに近い場所に設ける。
- ③車いすが通行可能な通路を確保する。
- ④気温の変化に配慮し、暑さ対策・寒さ対策を講じる。
- ⑤プライバシー保護対策として、他の避難者との間にパーテーションや衝立等による間仕切りを設置する。
- ⑥避難所での生活を支えるため、介護ボランティアなどの配置に努める。

(4) 支援物資の供給

避難行動要支援者については、障がいの状況によってその特性が異なることから、食料の供給や救援物資の配布等は避難行動要支援者の特性を考慮し、個々のニーズに応じた供給を行う必要がある。

また、避難行動要支援者が必要とする車いす・杖・紙おむつ・簡易トイレ等の生活用品については、あらかじめ備蓄しているものに加え、不足する分については、関係機関と連携し、必要な支援物資を適切に提供するよう努める。

(5) 避難行動要支援者の支援

避難所において、避難行動要支援者には様々な支援が必要となることから、各避難所の保健・健康相談窓口では、避難行動要支援者からの相談等に対応するとともに、避難所では対応できないニーズについては、市に迅速に要請する。

また、避難行動要支援者に避難所のスペースや支援物資等の割り当て等を行う際は、高齢者や障がい者という枠組みにとらわれず、介助者の有無や障がいの種類・程度等に応じて優先順位を付けて、「一番困っている人」から柔軟に、機敏に、そして臨機応変に対応する。

3 福祉避難所の設置・運営

避難行動要支援者の障がいの状態や心身の健康状態を考慮し、避難所での生活が困難と判断した場合は、福祉避難所を設置し、必要性の高い者から優先的に福祉避難所へ移送する。その際、避難行動要支援者の安心に配慮し、家族等についても必要に応じて福祉避難所に避難させることも検討する。なお、福祉避難所へ移送される避難行動要支援者は次のとおり想定される。

- ①緊急により福祉施設等への入所が必要な避難行動要支援者
- ②負傷等により早急に治療を要する避難行動要支援者
- ③寝たきりの高齢者や障がい者
- ④重度の介護を要する障がい者
- ⑤認知症高齢者等常時介護を必要とする避難行動要支援者

福祉避難所には、相談等に当たる支援員等を配置して、日常生活上の支援を行うとともに、避難者の生活状況等を把握し、ホームヘルパーの派遣等、避難者が必要な福祉サービスや保健医療サービスが受けられるよう配慮する。

また、福祉避難所において、常時介護や治療が必要となった者については、速やかに特別養護老人ホーム等の社会福祉施設への入所や病院等への入院手続きを行う。

4 避難所における医療・保健・福祉サービスの提供

市は、医師、民生委員、ホームヘルパー、保健師など地域ケアシステムの在宅ケアチームを編成し、避難所で生活する避難行動要支援者に対し、巡回により介護サービス、メンタルケアなど各種保健・福祉サービスを実施する。

5 医療機関等への搬送

市は、被災した避難行動要支援者の健康状態の悪化や、重篤な状態になった場合は、ただちに医療機関に搬送できるよう、体制の整備に努める。避難所や自宅で生活することが困難な避難行動要支援者については、介護保険施設・障害者入所施設等への緊急ショートステイ、緊急入所の措置を講じる。

6 ボランティアとの連携

(1) ボランティアの受入窓口の開設

災害発生後の災害救助活動及び生活支援、復旧活動等においては、ボランティア活動が大きな役割を担うことが期待される。特に、行政機能が十分に発揮されない災害発生直後においては、ボランティアの迅速かつきめ細かな活動が極めて重要になる。そのため、市は社会福祉協議会と連携し、迅速に災害ボランティアセンターを立ち上げ、ボランティアの受入窓口を設置する。災害ボランティアセンターはボランティアの受付及びコーディネート、ボランティアニーズの適切な需要調整に努める。

(2) ボランティアニーズの把握

避難行動要支援者に対するボランティア活動が円滑に行われるためには、避難行動要支援者のニーズを的確に把握する必要がある。また、ボランティアに対するニーズは時間の経過とともに変化することに留意し、市は、災害ボランティアセンター等と連携し、ボランティアに対するニーズの把握に努める。

7 応急仮設住宅への入居

応急仮設住宅を建設する場合は、避難行動要支援者が入居することを想定し、浴室やトイレへの手すりの設置、スロープの設置による入口の段差解消など、可能な限りバリアフリー化に配慮する。

応急仮設住宅の入居者については、避難所での生活に困難が伴う避難行動要支援者を優先する必要があるが、応急仮設住宅での生活が長期化することも想定し、高齢者や障がい者等が集中することがないように配慮するとともに、避難行動要支援者の家族や支援者と組み合わせるなどの対応を講じる。

北秋田市災害時要配慮者支援プラン（全体計画）

平成 23 年 5 月策定

平成 31 年 2 月改正

令和 4 年 3 月改正

北秋田市健康福祉部福祉課

〒018-3392 秋田県北秋田市花園町 1 9 番 1 号

TEL : 0 1 8 6 - 6 2 - 6 6 3 7

FAX : 0 1 8 6 - 6 2 - 4 2 9 6